

区域区分（線引き）のイメージ

塩尻市では、都市計画の区域区分（線引き）制度により、自分の土地であっても、家が建てられないケースがあります。より現状に適した塩尻市の都市形成のためにも、今回、改めて都市計画の区域区分（線引き）制度についての議員研修会を開催しました。

講師：長野県 建設部
都市・まちづくり課
課長 藤池 弘氏

平成29年度 議員研修会

市民の関心が高い、都市計画の区域区分（線引き）制度を学ぶ

長野県
都市・まちづくり課
×
塩尻市議会

議員研修会は、議員の資質向上と政策立案能力の向上等を図るため、毎年開催しています。

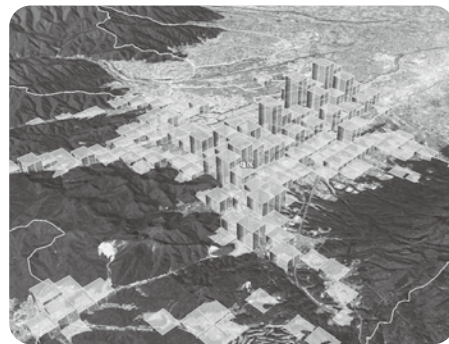
都市計画の区域区分（線引き）制度とは

区域区分は、市街化区域（既に市街地を形成している区域もしくは、優先的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）等に分類されます。この線引きは、市街地の無秩序な拡散を抑制し、さらに、良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導を行うため必要とされています。県内では都市計画法により長野県が、長野・須坂（須坂・小布施）松本・塩尻を指定しています。

塩尻市の区域区分（線引き）の決定

区域区分制度が昭和43年に創設されたことに伴い、昭和46年に県下では中部圏都市開発区域（長野・須坂都市計画区域）と新産業都市区域（松本・塩尻・豊科都市計画区域）が指定されました。その後、県下同一基準

に基づき、塩尻市では都市の集積性や第3次産業の従事者の伸びが高かったこと等により、この区域区分が維持されてきました。



市街化区域と周辺の人口密度を高さで表示

区域区分（線引き）制度を廃止した安曇野市

安曇野市は、平成17年の5町村対等合併をきっかけに線引き制度を全面廃止し、独自の基準で運用しています。また、制度評価委員会を設置し、継続して検証も行っていきます。現段階では、人口の維持増加

に通じる住宅開発の総量を相対的に減らすことなく、有効に機能しています。

区域区分（線引き）制度を維持したままで、区域指定

須坂市は、区域区分制度を維持しながらも、集落の形成維持を目的に、都市計画法34条第11号に基づく地域指定を行いました。これは市街化調整区域内の指定された場所であれば、地縁・血縁者以外でも取得・開発（住宅や小さな店舗）ができるというものです。指定されてから2年間で25件の開発がありました。

研修会を振り返って

塩尻市は、これまでの都市計画によって計画的な市街地形成と自然的環境の整備・保全がされてきました。今後も、他市の事例を参考にしつつ、時代の変化に合わせた運用方法も検討していきたいと考えています。